

行政機関職員定員法の運用に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十月二十五日

参議院議長 松平恒雄殿

行政機関職員定員法の運用に関する質問主意書

行政機関職員定員法は第五国会の中心問題として、激しい論争と対立の中に成立し、政府は同法に基く人員整理が終了したことを発表している。

しかるに、最近の実人員は、理解し難い情況にあると認められるのである。例えば食糧庁の定員は二九二〇二人であるのに對して、十月一日現在の实人員は三五、三三五人となつており、その差は臨時職員並に他の部局よりの応援でまかなわれている情況であると聞いている。

臨時職員等が事務の処理上充分なる活動をなし得ないのは勿論であつて、形式上の定員を削減して臨時職員等を置くことは適當ではない。

右に關し、左の諸点を明確にせられたい。

- 一、各行政機関につき、定員法による定員と、臨時職員等を含む最近の实人員を比較した詳細な数字を明示せられたい。
- 二、臨時職員は近い機会に整理されるものであるかどうか。
- 三、臨時職員の法的地位並に採用及び退職上の取扱いはどうなつてゐるか。